

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の終了(五件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…三
- 港湾施設の供用開始……………(港湾局離島港湾部管理課)…四
- 特定非営利活動法人の認定……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…四
- 特定非営利活動法人の特例認定……………(同)…四
- 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定……………(環境局環境改善部大気保全課)…四
- 平成三十年六月二十八日付東京都規則第九十四号……………六

告示

●東京都告示第九百九十九号
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都

北多摩南部建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十年七月六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 三鷹市井口五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月二十一日から平成三十年三月六日まで

●東京都告示第千号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、墨田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十年七月六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 墨田区
- 二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査(地籍図根三角点等の座標変換及び地籍図根多角点測量))
- 三 測量の区域 墨田区太平四丁目、横川四丁目、横川五丁目、錦糸四丁目及び業平五丁目各内地内
- 四 測量の期間 平成二十九年七月十二日から平成三十年三月九日まで

●東京都告示第千一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、足立区

長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十年七月六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区佐野一丁目及び六木二丁目各内地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月十四日から平成三十年三月十五日まで

●東京都告示第千二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中央区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十年七月六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 中央区
- 二 測量の種類 公共測量(復旧測量(街区多角点及び三級基準点))
- 三 測量の区域 中央区銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目、築地四丁目及び築地五丁目各内地内
- 四 測量の期間 平成三十年一月四日から同年三月二十三日まで

●東京都告示第千三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、武蔵野

市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 武蔵野市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 武蔵野市境南町三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十一月二十日から平成三十年三月二十三日まで

●東京都告示第千四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

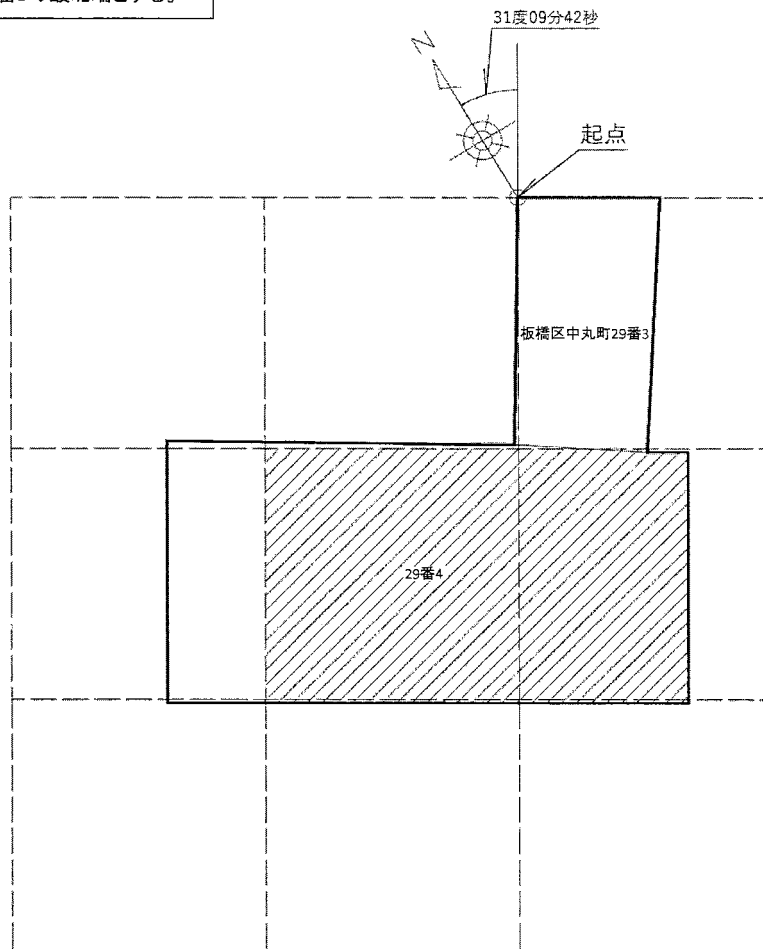
平成三十年七月六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(板橋区中丸町地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図

【起点】
起点は、板橋区中丸町29番3の最北端とする。



【凡例】

- 敷地境界
- ▨ 要措置区域
- - - 単位区画
- 筆境界

【格子の回転角度(31度09分42秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第八百四十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月六日

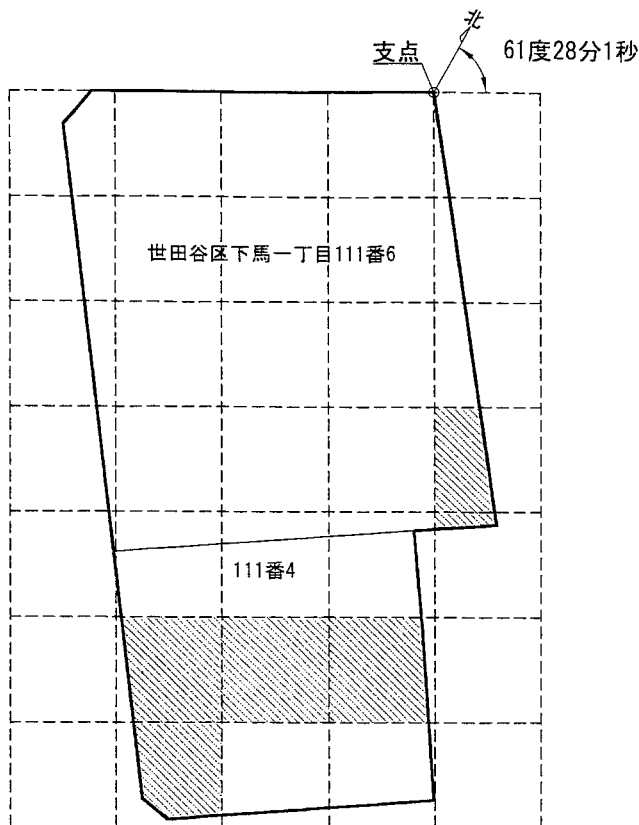
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（世田谷区下馬一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡例



調査対象地



指定を解除する区域

----- 単位区画線

——— 筆境界線

〈支点〉

支点は、世田谷区下馬一丁目111番6の最北端とする。

〈格子の回転角度：61度28分1秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第十六号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

平成三十年七月六日

東京都知事 小 池 百合子

種類 名称 規模 構造 所在地 開始年月日

上屋 二見港二 二九八・ 鉄骨 東京都 平成三十年

号上屋 一一平方 造 小笠原 七月九日

メートル 村父島

字東町

一六六

番地及

び同一

六七番

地

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年七月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人まな市民後見セーフティネット

二 代表者の氏名

毛利 陽子

三 主たる事務所の所在地

東京都港区六本木七丁目八番五―一〇〇一号

四 認定の有効期間

平成三十年六月七日から平成三十五年六月六日まで

一 名称

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン

二

代表者の氏名

堀木 一男

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋富沢町十一番六号 英守東京ビル

四

認定の有効期間

平成三十年六月七日から平成三十五年六月六日まで

一 名称

特定非営利活動法人こころのビタミン研究所

二 代表者の氏名

栗原 弘美

三 主たる事務所の所在地

東京都港区三田三丁目一番五号 第一奈半利川ビル三階

四

認定の有効期間

平成三十年六月六日から平成三十五年六月五日まで

特定非営利活動法人の特例認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の特例認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年七月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 e | Education

二 代表者の氏名

三輪 開人

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区東神田一丁目二番八号

四 特例認定の有効期間

平成三十年六月七日から平成三十三年六月六日まで

低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第二百七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少なく認められる機器について、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号)第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

平成三十年七月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 認定した機器等

(一) グレードA

別記一のとおり

(二) グレードA

別記二のとおり

二 認定年月日

平成三十年六月十一日

別記一

グレードA

認定番号

GAA一八一〇〇一

GAA一八一〇〇二

GAA一八一〇〇三

GAA一八一〇〇四

認定機器の種類

蒸気ボイラー

同右

冷温水発生機

同右

代表型式の名称

SEI3000APG

SEI2000APG

NEG080BN5Aほか五十三型式

NEG080CN5Aほか五十三型式

申請者の氏名又は名称

株式会社サムソン

同右

川重冷熱工業株式会社

同右

別記二

グレードA

GAX一八一〇〇一

認定機器の種類

冷温水発生機

代表型式の名称

NUG100BN5Aほか五十三型式

申請者の氏名又は名称

川重冷熱工業株式会社

正 誤

○平成三十年六月二十八日付東京都規則第九十四号

ページ一段一行一 誤 正

二 上 後から ものとする。() ものとする。()
七 を設けること。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号
113-0001



リサイクル適性